

情報公開請求及び自己情報開示等請求の決定に係る 審査請求の手續について

審査請求【平成28年4月1日以降の決定について】*新制度

①審査請求人 ●審査請求書の提出

②審査庁（総務課等^{※1}）

- 審査請求書の受理
- 審理手續の実施
- 審査会への諮問

②処分庁

- 弁明書の提出（義務）

②審査請求人

- 反論書の提出（任意）
- 口頭意見陳述の申立て（任意）

③情報公開及び個人情報保護審査会
（事務局：総務課）

- 審理 ●調査 ●答申の作成

③審査庁・審査請求人

- 意見書又は資料の提出（任意）
- 口頭意見陳述の申立て（任意）

④審査庁（総務課等^{※1}）

- 裁決書の作成、審査請求人への送達^{※2}

※1 総務課等

総務課、教育総務課、区議会事務局、
監査事務局、選挙管理委員会事務局

※2 審査請求人への送達

郵送によりお送りいたします。なお、総務課（03-5803-1381）へお申出をいただけましたら、区役所2階行政情報センターにおいて、直接お渡しすることも可能です。

⑤審査請求人 ●裁決書の受領

■審査請求の期間

決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内

（例：決定を知った日が「平成28年4月1日」の場合、審査請求の期間は「平成28年7月1日まで」）